第1641号
23.3.29
小郡三井医師会

福県医発第２６０３号（地）
平成２３年　３月２８日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　松　田　峻一良
（公印省略）

平成２３年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成２３年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改定に伴い別紙のとおり取扱う旨、福岡県福祉労働部より通知がありましたので、関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

8　出産費

㊴　別表第６　出産扶助基準

１　基準額

区　分	基準額
施設分べんの場合の額	231,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

２．病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院（８日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

３　衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

㊵　第７

７　出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第６により難いこととなったときは、保護の基準別表第６の１について、293,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第６の１について、基準額（(1)の要件を満たす場合は、293,000円）の２倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第６の１又は本通知第７の７の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第１号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

問（第７の46）　保護の基準別表第６の２にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答　医療扶助において認められる入院に係る費用（入院基本料等）について８日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問（第７の47）　局長通知第７の７の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答　次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

１　出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合

２　予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合

３　傷病により入院している間に出産した場合

問（第７の51）　出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第７の７の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答　お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

9　生業費、技能修得費及び就職支度費

㊶　別表第７　生業扶助基準

１　基準額

区　分			基準額
生業費			45,000円以内
技能修得費	技能修得費（高等学校等就学費を除く。）		73,000円以内
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,300円
		教材代	正規の授業で使

生活保護法による出産扶助の取り扱い(23. 4. 1)

1 福岡市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 231,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,620 円以内 7 日入院の場合 138,390 円以内 8 日入院の場合 158,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 62,208 円以内 7 日入院の場合 72,576 円以内 8 日入院の場合 81,944 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 355,020 円以内 417,020 円以内 7 日入院 374,790 円以内 436,790 円以内 8 日入院 394,560 円以内 456,560 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 298,608 円以内 360,608 円以内 7 日入院 308,976 円以内 370,976 円以内 8 日入院 318,344 円以内 380,344 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 254,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 231,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 236,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7−127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7−128参照) 施設分べん基準額 231,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算(14日以内)	地域加算	療養環境加算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)
	10対1 1,300	450	10	25	192	1,977

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算(7日以内)	加算	地域加算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 760	100	15	10	151.8	1,036.8	936.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。
② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(23. 4. 1)

2 北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 231,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 118,200 円以内 7 日入院の場合 137,900 円以内 8 日入院の場合 157,600 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 61,788 円以内 7 日入院の場合 72,086 円以内 8 日入院の場合 81,384 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 354,600 円以内 416,600 円以内 7 日入院 374,300 円以内 436,300 円以内 8 日入院 394,000 円以内 456,000 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 298,188 円以内 360,188 円以内 7 日入院 308,486 円以内 370,486 円以内 8 日入院 317,784 円以内 379,784 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 254,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 231,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 236,400 円以内 (特別基準 298,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7−127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7−128参照) 施設分べん基準額 231,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参考) 入院料算定基礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算(14日以内)	地域加算	療養環境加算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)
	10対1 1,300	450	3	25	192	1,970

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算(7日以内)	加算	地域加算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 760	100	15	3	151.8	1,029.8	929.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。
② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(23. 4. 1)

3 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・糸島市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん	231,000 円以内			
			(特別基準	293,000 円以内)	
	居宅分べん	249,000 円以内			
2 加算					
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん			イ 助産師、助産所等施設での分べん	
	6 日入院の場合	118,020 円以内		6 日入院の場合	61,608 円以内
	7 日入院の場合	137,690 円以内		7 日入院の場合	71,876 円以内
	8 日入院の場合	157,360 円以内		8 日入院の場合	81,144 円以内
(2)衛生材料費		5,400 円以内			5,400 円以内
3 施設分べん					
出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん			イ 助産師、助産所等施設での分べん	
		一般基準	特別基準		一般基準	特別基準
(基準+入院料	6 日入院	354,420 円以内	416,420 円以内	6 日入院	298,008 円以内	360,008 円以内
+衛生材料費)	7 日入院	374,090 円以内	436,090 円以内	7 日入院	308,276 円以内	370,276 円以内
	8 日入院	393,760 円以内	455,760 円以内	8 日入院	317,544 円以内	379,544 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内	(特別基準 | 293,000 円以内)	衛生材料費	5,400 円以内	
	合 計 254,400 円以内	(特別基準 | 298,400 円以内)			
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額	231,000 円以内	(特別基準 | 293,000 円以内)	衛生材料費	5,400 円以内
	合 計 236,400 円以内	(特別基準 | 298,400 円以内)			
	入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7−127参照)					
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7−128参照)					
	施設分べん基準額	231,000 円以内	(特別基準は適用しない)			
	衛生材料費	5,400 円以内				
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合					
	上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において					
	特別基準の設定があったものとして認定する。					

(参考) 入院料算定基礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地域加算	療養環境加算	食事療養費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,300	450		25	192	1,967

助産師、助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地域加算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 760	100	15		151.8	1,026.8	926.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。